

# 鉄道に近接する範囲での工事に関するお願いについて（JR九州 説明資料抜粋）

## 鉄道近接工事の必要性

鉄道近接工事とは・・・

線路沿線での列車運行に影響を及ぼす範囲において自治体や地権者等の発議者によって行われる工事のこと

※鉄道に近接した範囲内（大型重機を使用の場合は重機倒壊により線路を支障する恐れのある範囲を含む）で工事を行い、その工事に起因し、発生した事故により多くのお客さまが被害に会われ、取り返しのつかない事態が生じることの無いよう、鉄道事業者と発議者でルールと手続きを取り決め、工事を進める必要がある

## 鉄道近接工事 事前協議の根拠

### ○建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）

#### 第28条 軌道事業者との事前協議

・起業者は、軌道敷内又は軌道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合には、あらかじめ軌道事業者と協議して、工事中における軌道の保全方法につき、次の各号に掲げる事項について決定しなければならない

## 鉄道近接工事 事前協議の根拠

### ○建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編）

#### 第32条 鉄道

・起業者は、鉄道敷内又は鉄道敷に近接した場所で土木工事を施工する場合には、鉄道経営者に委託する工事の範囲及び鉄道保全に関し必要な事項を鉄道経営者と協議しなければならない

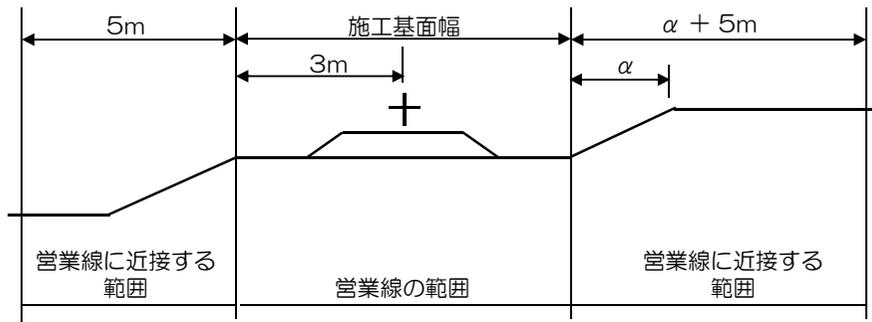
## 鉄道近接工事 事前協議の根拠

### ○建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）

#### 第17条 公共設備等への対策

・2 施工者は、公共の埋設物、架空線等に近接して工事を施工する場合には、あらかじめその埋設物、架空線等の管理者及び関係機関と協議し、施工の各段階における保安上必要な措置、埋設物、架空線等の防護方法、立会の有無、緊急時の連絡先及び連絡方法等を決定しなければならない

## 鉄道近接工事の範囲（在来線）

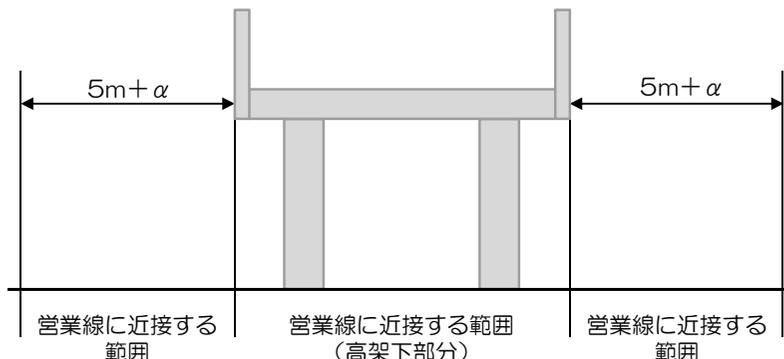


※線路中心から概ね8m以内は鉄道近接工事の範囲である  
ただし、概ね8mを超える場合であっても、使用重機、  
機材、環境条件などの作業内容によっては、鉄道近接工事  
としての取り扱いが必要となる

## 鉄道近接工事の範囲

- 工事用重機械の転倒、傾斜、吊荷の散乱及び立木伐採等により、施工基面幅あるいは、沿線の電線路、ケーブル等を支障するおそれのある場合
- 火薬類を用いる工事で、爆破の際、岩片等が散乱し列車の運転保安に支障するおそれのある場合
- 変電所、信号所、送電線、信号ケーブル等列車の運転保安に關係する諸設備に近接して施工する工事で、それらに支障するおそれのある場合
- その他、前各項以外で列車の運転保安又は旅客公衆等に危害を及ぼすおそれのある場合
- 上記の範囲内の工事であっても、防護柵等の外側において施工する工事で、列車の運転保安及び旅客公衆に危害等を及ぼすおそれのない場合には適用しないことができる

## 鉄道近接工事の範囲（新幹線）



※境界線から概ね5m以内及び新幹線高架下部分は新幹線近接工事の範囲である

ただし、概ね5mを超える場合であっても、重機械の転倒範囲内に新幹線構造物がある場合も、鉄道近接工事としての取り扱いが必要となる。

## 当社の取り組みについて

### ○JR九州ホームページ「安全へのお願い」



※詳しくは『JR九州HP > 企業・IR・採用 > CSR > 安心・安全の取り組み > 安全へのお願い』